

第6章 その他の地区の整備について

6 - 1 . 今津地区

(1) 今津地区の整備概要と二期整備の目的

元寇防塁の西端部にあたり、その大半が保安林指定を受けた松林の中に位置しており、樹木の保護のため伐採等に厳しい制限がかけられているところである。

今津地区では昭和 46・47 (1971・1972) 年度の整備事業において、延長 170m にわたって高さ 1 ～ 1.5m ほどの防塁の露出展示及び、その東側 100m については防塁上面の展示を行っている。同時に 1 か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化をはかるとともに、指定地内に石製標柱 3 基、説明板 3 基のほか注意喚起の看板を設置している。また、史跡地南東側の四阿において、元寇防塁についての説明および映像展示を行い、周知や理解促進に努めている。

今津地区においては展示公開箇所を中心とした整備地点では経年により展示の経年変化が進むとともに、松の生育により石積み遺構等史跡の本質的価値を構成する遺構に影響を及ぼしかねない状況が生じ、価値の伝達が不十分となっている。そこで、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進を目指し、二期整備を行うもの。

(2) 整備地点の現状と課題

1) 露出展示

露出展示は長さ 170m、幅 8m の範囲を擁壁で土留めしたうえで、高さ 1 ～ 1.5m の石積み遺構を露出させている。石積みの目地はモルタルで補強し、擁壁の上面には侵入防止のための、高さ 1.5m の囲い柵を設置している。

露出展示は元寇防塁の構造やその役割や歴史的意義を理解するためにも、有効な展示手法であるが、一部に石材のゆるみや崩落、目地の劣化及び植生の侵入等が認められ、保護に影響を与えている。

また、露出展示保護のためのフェンスは、全体的に経年による錆や破損など劣化が認められる。またフェンスの高さが 1.5m あり、石積み遺構をフェンス越しにしか見ることができないという公開上の問題があり、かつ菱形金網仕様のため、松葉が引っ掛かりやすく見学に支障をきたしていることに加え、史跡景観との調和も課題となっている。

露出展示地点の外周を保護する擁壁は、経年による劣化が進み、一部が破損・崩落している。展示地点内部への土砂の流入が認められる。

2) 上面展示

露出展示に隣接する上面展示箇所では、長さ 100m にわたって石積み遺構の上面を露出展示しており、露出展示とあわせて、防塁の延長を体感できる展示となっている。ここでは周辺を擬木柵で囲い保全を図っている。

石積み遺構は周辺の松から落下した枝・葉により埋没しやすい状況となっている。また、展示範囲内での松の生育により、遺構の保全にも影響を与えかねない。擬木柵には劣化が認められる。

3) 樹木(松)

公開地点は防風目的の保安林内に位置しており、史跡と松林の共存が大きな課題となっている。展示内部及び周辺園路だけでなく砂丘内に埋没している防塁上面においても、松が生育している状況があり、遺構の保存及び史跡内の環境維持に影響を及ぼしている。

4) その他

史跡の歴史的価値を伝えるための説明板やサイン等による情報発信機能や遺構の存在を明示するためのコンクリート柵についても、経年による劣化が進行している。

(3) 二期整備の方針

1) 露出展示

- 露出展示は継続して実施するものとし、石積み遺構については、ゆるみ・崩落が生じている部分を解体修理するとともに、劣化したモルタルの撤去と打ち直し等保存・公開に適切な処置を施す。
- 遺構保護のため擁壁は劣化・破損部分の修理を行う。
- 既存フェンスは撤去し、新たに展示の保全と見学に適したフェンスを設置する。
- その他展示遺構の保全や見学に資するための必要な措置を施す。

2) 上面展示

- 上面展示も継続して実施し、現在の囲い柵は撤去のうえ、新たに展示の保全と見学に適した施設を設置する。
- 露出部分の保全や見学に資するための必要な処置を施す。

3) 樹木(松)

- 保存管理計画に従い露出展示・上面展示の遺構の保存に影響を与えている樹木については適切に整理する。
- 展示を中心とした主な見学範囲において、遺構の保全・見学の支障になる樹木は関係機関等と協議のうえ、適切に整理する。

4) その他

- 老朽化した説明板等は撤去のうえ新たな施設を設置する。
- 老朽化した囲い柵は撤去し、保全や見学に資するための適切な処置を施す。
- その他元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進等のための継続的で適切な整備を行う。

(4) 整備の計画

1) 計画期間

令和5年～9年の5か年

2) 計画概要

- 露出展示の石積みの修理（解体・積み直し） 5箇所
- 擁壁の修理 1箇所
- フェンスの解体修理 フェンスは耐久性の高い材質に変え、高さ1.2m程度の見学しやすい構造とする。
- 遺跡の理解に資する解説板等を設置する。
- 囲い柵の改修 擬木柵は解体撤去し、新たに展示の保全と見学に適したものとする。
- 樹木整理 展示遺構の保全に係る樹木10本、見学用園路等周辺環境整備に係る樹木100本について適切な整理を行う。
- その他本質的価値の保護及びさらなる理解促進等のために必要な整備を行う。



露出展示現況 1



露出展示現況 2



植生の侵入



フェンス現況



擁壁毀損部分現況



石材ゆるみ・落石



上面展示現況



展示遺構と樹木



石積み遺構上の樹木

図6-1 今津地区現況

6 - 2 . 生の松原地区

(1) 生の松原地区の整備概要と二期整備の目的

生の松原地区の指定地は幅 27m、延長約 1.6km に及び、現在はその大半が九州大学早良保全緑地のなかに位置している。昭和 49・50 (1974・1975) 年度の整備により、東端部付近で整備の上露出展示を行い、そのほか 3 か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化を図っていた。このうち東側の露出展示箇所 (延長 100m) では平成 11 (1999) 年度に延長 50m については高さ 2.5m に復元整備している。また、これにあわせ陶板による説明板を 2 基設置している。ここでは、眼前に博多湾を一望できる反面、潮風によるフェンスの劣化が著しい。また、樹木の影響も少なからず受けている。

そこで、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進を目指し、二期整備を行うもの。

(2) 整備地点の現状と課題

1) 復元展示

指定地東端部のうち長さ 100m、幅 15m をフェンスで囲い、石積み遺構を展示している。展示は長さ 50m については復元展示、残りの 50m については現状で露出展示を行っている。生の松原地区では復元によって元寇という海と大きくかかわる歴史的事象を体感することが可能となっており、非常に有効な展示手法となっている。ここでの石積み遺構の保存状況は比較的良好であり、大きな毀損は認められないが、展示個所内に、生育した樹木 (松) があり、遺構の保護に影響を与える可能性がある。

既存フェンスは平成 11 年の整備時に設置したものであるが、潮風の影響を受け、大半が根本から腐食しており、史跡の保護・見学者の安全確保等に支障をきたしている。また、見学者よりもう少し石積み遺構に近づきたいとの要望の声も多い。

また、展示前面には陶板による解説サインを設置しているが、現状の保存状態は比較的良好である。

2) 樹木 (松)

史跡地は保安林内に位置しており、史跡と松林の共存が大きな課題となっている。現状においても、展示内部及び周辺園路だけでなく砂丘内に埋没している防塁上面においても、松が生育している状況があり、遺構の保存及び史跡内の環境維持へ影響を与える可能性がある。

3) その他

遺構の存在を明示するためのコンクリート柵が、経年により劣化が進行している。

(3) 二期整備の方針

1) 復元整備

- 復元展示については現状を維持し、今後経過を慎重に観察する。
- 既存フェンスは撤去し、新たに展示の保全と見学に適したフェンスを設置する。
- その他展示遺構の保全や見学に資するための必要な措置を施す。

2) 樹木(松)

- 復元展示の遺構の保存及び展示等に影響を与えている樹木は適切に整理する。

3) その他

- 老朽化した説明板等の施設は撤去のうえ新たな施設を設置する。
- その他元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進等のための継続的で適切な整備を行う。

(4) 整備の計画

1) 計画期間

令和4年～6年の3か年

2) 計画概要

- フェンスの解体修理 フェンスは耐久性の高い材質に変え、見学者が展示に近づける配置とする。
- 樹木整理 展示遺構等の保全に係る樹木20本、見学用園路等周辺環境整備に係る樹木50本について適切な整備を行う。
- 囲い柵の改修 コンクリート製の擬木柵は解体撤去し、新たに展示の保全と見学に適したものとする。
- その他本質的価値の保護及びさらなる理解促進等のために必要な整備を行う。



露出展示現況



露出展示内樹木



フェンス腐食



擬木柵現況



擬木柵劣化状況



説明板劣化状況

図6-2 生の松原地区現況

6 - 3 . 地藏松原地区（東地点）

元寇防塁指定地の東端にあたる。地藏松原地区（東地点）は、昭和 53（1978）年に張芝を行い、現在は地藏松原公園の一部として公開し、指定地には説明板 1 基・石製標柱 1 基を設置している。

本計画において箱崎地区元寇防塁の整備・公開を進めるにあたり、対象地に隣接する地藏松原地区（東地点）においても、4-2（3）で示した箱崎地区における理念及び基本方針に準じ、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進、将来的な整備・公開を目指すものとする。

また、整備にあたっては、地藏松原地区（西地点）同様、5-2 のゾーン区分における「広場ゾーン」としての整備を行うものとし、中長期的な整備実施を目指して今後具体的な内容についても検討課題としたい。



図 6 - 3 地藏松原地区
（東地点）現況

6 - 4 . その他の地区

今津地区・生の松原地区・地藏松原地区以外の地区についても、第 3 章等で示したように、整備後の経年により、今宿横浜地区・今宿青木地区・姪浜向浜地区・姪浜脇地区・百道地区・西新地区・地行地区等におけるコンクリート柵等施設の老朽化等や樹木の生育等、遺構の保存及び史跡内の環境維持、安全確保等について今後影響を与える可能性がある。

これら他地区についても、今後注意深く状況を観察しながら、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進、見学者等の安全確保などを目的として、必要に応じて適切な整備を行うもの。



今宿青木地区



姪浜脇地区 1



姪浜脇地区 2



百道地区



西新地区

図 6 - 4 その他の地区現況